日本眼科学会によるエキシマレーザー屈折矯正手術講習会要項

１．講習会の実施について

1）日本眼科学会は、エキシマレーザー屈折矯正手術講習会（以下「講習会」という。）を日本眼科学会総会および日本臨床眼科学会において実施し、要件を満たす受講者に対して受講証を発行する。

2）日本眼科学会は、下記の開催資格要件のいずれかを満たす学会（団体）が企画した講習会を審査し、内容が適切であれば、これを指定講習会として認定する。指定講習会はこれを企画した個々の学会（団体）が実施し、要件を満たす受講者に対して受講証を発行する。開催日時は主催学会（団体）の裁量において定め、日本眼科学会から費用負担はしないものとする。なお、指定講習会に対して日本眼科学会の指定番号を付ける。

◆指定講習会の開催資格要件

① 日本学術会議の指定協力学術研究団体

② 会員300名以上（会員は日本眼科学会会員が7割以上を占める）を有し、将来日本学術会議の指定協力学術研究団体に申請予定の学会

③ その他 日本眼科学会理事長から委嘱を受けた学術集会

3）講習会および指定講習会は、眼科専門医および眼科医療従事者に開放されるが、受講証の発行は眼科専門医に限られる。

２．受講時間の設定について

2時間の受講時間を設定するものとする。この受講時間には、実習に要する時間を含まないものとする。

３．講義の内容について

講義はエキシマレーザー屈折矯正手術に必要な基礎的内容および臨床的問題を盛り込むこと。とくに本手術に対するインフォームド・コンセントや感染症などの危機管理についても充分な解説を行うこと。

４．受講証について

当該講習会実施学会は、講習終了後、眼科専門医に対して受講証（別紙様式見本）を発行する。

５．受講証の有効期間について

受講証の有効期間は5年とし、5年に１回受講しなければならない。

（別紙様式見本）

エキシマレーザー屈折矯正手術講習会受講証

日本眼科学会専門医認定番号○○○○○

殿

貴殿は第　回　に

おいて財団法人日本眼科学会の指定に基づくエキシマレーザー屈折矯正手術講習会を受講したことを証します

本受講証の有効期間は、受講日から５年間とします

平成　年　月　日

学会

会長又は理事長等名　印

日本眼科学会指定講習会番号：第○○○○○号

注記 ： なお、厚生労働省承認済エキシマレーザー装置および厚生労働省承認の関連機器に関する実習については、医療機器会社が独自に開催し、その会社が受講証を発行するものとする。

以上

平成21年7月3日

財団法人 日本眼科学会
屈折矯正手術に関する委員会